

序 章 計画の概要

序-1 背景と目的

都市計画マスタープランは、平成4（1992）年の都市計画法の改正で、法第18条の2の規定に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として市民の意見を反映させながら、市町村独自で定めることが制度化されました。さらに、平成12（2000）年法改正では、法第6条の2の規定に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」について、県が策定することとなりました。

白石市においては、最上位計画である「第五次白石市総合計画」の策定に合わせて調整を図りながら長期的な視点に立ち、本市の個性や独自性を踏まえ、住民の意見を反映した都市全体の将来像や土地利用を明らかにし、地区別のまちづくりの方針を定めるとともに、地域の特性に応じた良好な市街地の形成を図るため、用途地域、交通ネットワーク、都市景観などを総合的に検討した「都市計画に関する基本的な方針」として、平成22（2010）年度に「白石市都市計画マスタープラン（以下「前プラン」という。）」を策定しました。

令和3（2021）年度に「第六次白石市総合計画（以下「総合計画」という。）」が策定され、人口減少や少子高齢化、大規模災害への対応などの社会経済状況の変化や、住民ニーズの多様化など時代の変化に対応するため、今回「第二次白石市都市計画マスタープラン（以下「本プラン」という。）」を策定しました。

序-2 対象区域と目標年次

序-2-1 対象区域

本プランは、基本的に都市計画区域を対象とします。

なお、本市の都市計画区域外の地域には、良好な観光資源と景観資源が存在していることを考慮して、必要に応じて都市計画区域外も対象とします。

序-2-2 目標年次

本プランが目指す目標年次は、策定年次から概ね20年後の令和22（2040）年とし、令和12（2030）年を中間年次とします。

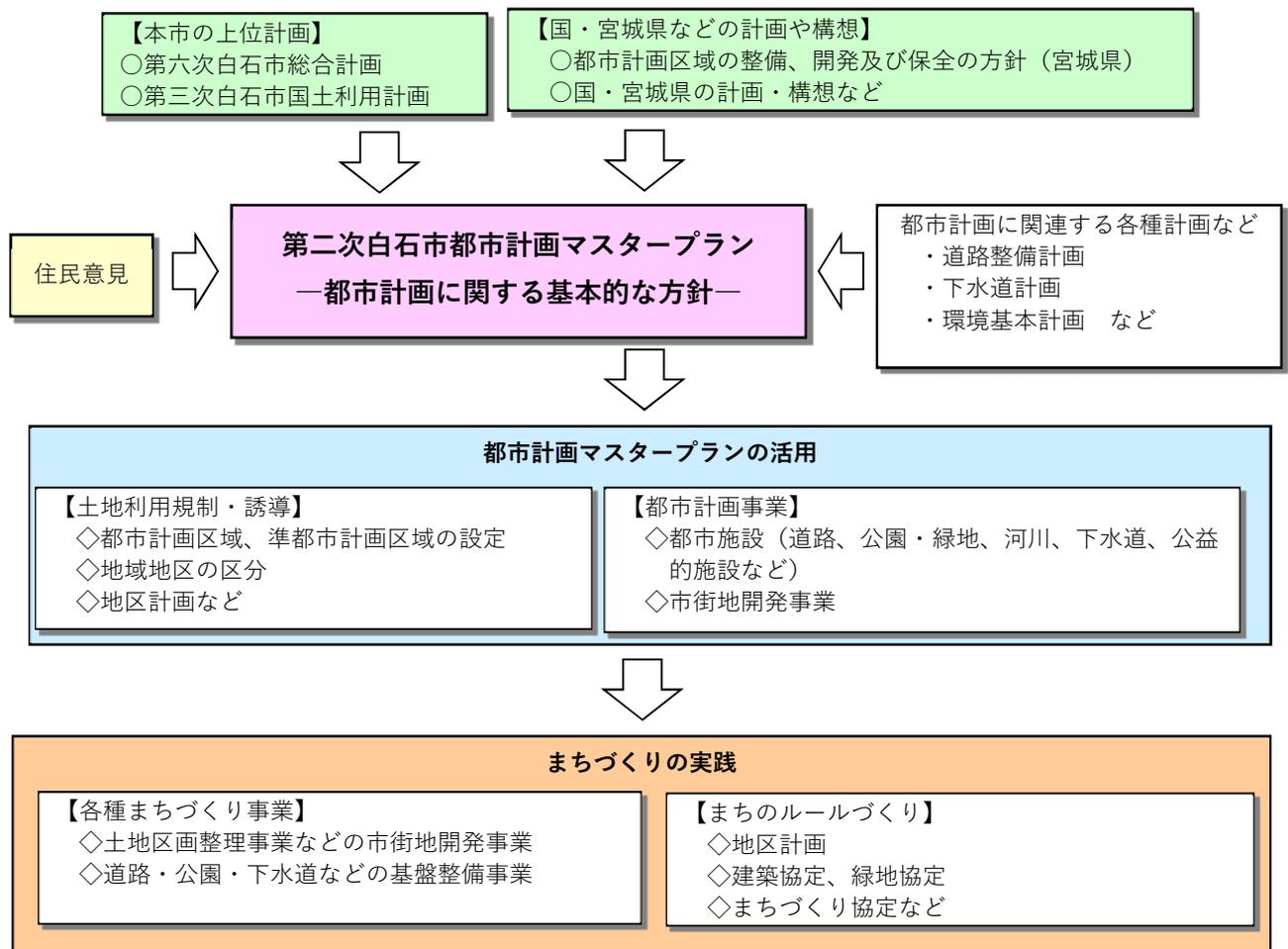
なお、各種統計データを用いる推計などは、国勢調査の最新年次である平成27（2015）年を基準としています。

序-3 計画の位置づけと役割

本プランは、総合計画、「第三次白石市国土利用計画」や、国・宮城県などの計画や構想に則し、都市計画の観点からみた長期的・総合的なまちづくりの施策として位置づけられています。

具体的には、今後、本市が定める都市計画は、本プランに沿って定められることになり、都市計画の決定・変更、各種まちづくり事業の実施、地域のまちづくりルールなどを定める際の指針となります。さらに、市民・企業（事業者など）・行政が共有する都市計画やまちづくりの指針としての役割を担います。

図 計画の位置づけ



序-4 改定の視点

序-4-1 法改正・制定、計画策定などの主な経緯

前プランが策定された平成 22 (2010) 年度以降の法改正・制定、県や本市における計画策定などの主な経緯は次のとおりです。

表 法改正・制定、計画策定などの主な経緯

年度	法改正・制定	県の計画策定	白石市の計画策定
H22			・白石市都市計画マスタープラン ・白石市耐震改修促進計画
H23	・景観法（改正） ・東日本大震災復興基本法 ・津波防災地域づくり法 ・バリアフリー法（改正）	・宮城県震災復興計画	・第五次白石市総合計画 ・白石市東日本大震災復興計画
H24	・災害対策基本法の改正、防災基本計画の修正 ・都市の低炭素化の促進に関する法律（エコまち法）		
H25	・都市再生特別措置法（改正） ・インフラ長寿命化基本計画	・宮城県耐震改修促進計画（改定）	
H26	・都市再生特別措置法（改正） ・インフラ長寿命化計画（行動計画） ・公共施設等総合管理計画の策定要請 ・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 ・まち・ひと・しごと創生長期ビジョン	・宮城県国土利用計画（第五次）	・白石市地域防災計画（改訂版）
H27		・宮城県地方創生総合戦略 ・宮城県環境基本計画 ・宮城県循環型社会形成推進計画（第2期）	・白石市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」及び「総合戦略」
H28	・都市再生特別措置法（改正） →立地適正化計画の位置づけ	・宮城の将来ビジョン（改訂）	・白石市公共施設等総合管理計画 ・白石市耐震改修促進計画（改訂）
H29	・都市緑地法（改正）	・宮城県国土強靱化地域計画	・白石市地域公共交通網形成計画
H30	・景観法（改正） ・バリアフリー法（改正）		
R1		・仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	
R2		・宮城県国土利用計画（第六次） ・仙南地域広域景観計画 ・新・宮城の将来ビジョン	・白石市国土強靱化地域計画 ・白石市まち・ひと・しごと創生「第2期総合戦略」
R3			・第六次白石市総合計画 ・第三次白石市国土利用計画

序-4-2 時代の潮流を踏まえたまちづくりの考え方

前プランが策定された平成 22 (2010) 年度以降、社会情勢は大きく変化し、時代の潮流に対応するために、主に以下のようなまちづくりを進めていくことが求められています。

【社会情勢の変化】

- (1) 災害に強い、安全・安心の意識の高まり
- (2) 人口減少社会の到来
- (3) 少子高齢社会の進行
- (4) 地球環境問題の顕在化
- (5) コンパクトなまちづくりへの転換
- (6) 価値観・生活様式の多様化
- (7) 地方分権社会の進展と自立した都市の形成

序-4-3 計画改定の視点

(1) コンパクトなまちづくりと公共交通ネットワークの再構築（コンパクト・プラス・ネットワークの形成）

全国的にコンパクトな市街地形成（集約型都市構造、低炭素まちづくり）を目指したまちづくりが進められており、また、高齢者などの移動手段、環境保全の観点などから、公共交通の維持、ネットワーク化が求められています。

- ・低炭素社会に向けた集約型都市構造の構築
- ・市民の移動ニーズに対応した、効率的・効果的な公共交通ネットワークの構築

(2) 自然災害に備えた安全・安心なまちづくり

東日本大震災や令和元年東日本台風をはじめ、各地で頻繁に発生する震災や集中豪雨、台風被害などから、自然災害に備えた災害に強いまちづくりへの要求が高まっています。

- ・自然災害などに強い市街地構想の形成
- ・東日本大震災の教訓とその対応で得た経験を踏まえた防災まちづくりの推進

(3) 都市施設の維持改善（「整備中心型」から「施設の維持改善・修復活用型」への転換など）

都市のインフラ施設は、「整備中心型」から「施設の維持改善・修復活用型」に転換しています。また、公共施設を総合的に維持管理することを目的に、総務省から計画策定が要請されており、本市でも「白石市公共施設等総合管理計画」が策定されています。

- ・将来の人口構造の変化や機能ニーズ、都市計画道路、都市公園の見直しなどの状況を踏まえた、公共施設、インフラ資産（道路・公園・下水道など）の維持・長寿命化

(4) 地方創生を実現するまちづくり

国は平成 27 (2015) 年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、東京一極集中から脱却し、地方へと人の流れを創出する取り組みを進めており、地域資源を活用しながら新たな価値を創造する仕組みづくりが求められています。

- ・安定した雇用の創出と地域交流の促進
- ・子育て世代が暮らしやすい生活環境の充実